

## 鹿角市空き店舗バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿角市（以下「市」という。）、かつの商工会（以下「商工会」という。）及び市内の商店街振興組合（以下「商店街振興組合」という。）が連携して、商店街エリアの空き店舗の有効活用による商店街の新陳代謝及びまちなかの賑わい創出を図るために実施する、空き店舗バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物件 市の区域内の商店街エリアに所在する店舗で、かつ、現に営業等をしていない又は近く営業等を休止する建物及びその敷地をいう。ただし、既に賃貸又は売却の目的となっているものであって、当該目的のために建築又は取得したものを除く。
- (2) 所有者等 物件に係る所有権その他の権利を有し、当該物件の賃貸又は売却を行うことができる者をいう。
- (3) 空き店舗バンク 商店街の空き店舗物件の賃貸又は売却を希望する所有者等から登録された物件情報を、所有者からの同意を得て、市のホームページにて公開をするシステムをいう。
- (4) 事業者 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会及び、公益社団法人全日本不動産協会秋田県本部の会員である宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き店舗バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

(物件の登録申請等)

第4条 空き店舗バンクに、物件に関する情報登録を申請しようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、鹿角市空き店舗バンク登録申請兼同意書（様式第1号）に鹿角市空き店舗バンク物件登録票（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録申請があったときは、その内容を確認し、当該物件が次の各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、商工会及び商店街振興組合と連携して、物件の状態を確認し、空き店舗バンクに必要な物件の写真撮影を行い登録するも

のとする。

- (1) 所有者等が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の構成員等の所有でないこと。
- (2) 当該空き店舗が不動産競売にかけられた状態でないこと。
- (3) 所有者の全員が登録に関する承諾をしていること。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、鹿角市空き店舗バンク登録完了通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録を受けていない空き店舗で、空き店舗バンクによる登録することが適当と認めるものの所有者等に対し、商工会及び商店街振興組合と連携し、空き店舗バンクへの登録を勧めることができる。

（物件の情報公開等）

第5条 市長は、登録された物件情報（所有者等が特定される情報を除く）を、市等のホームページ等で公開するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた申請者（以下「物件登録者」という）の情報を利用希望者に提供するものとする。

（物件情報の変更）

第6条 物件登録者は、当該登録事項に変更があったときは、鹿角市空き店舗バンク登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載し、市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の規定による変更の届け出があったときは、空き店舗バンクの登録内容を変更するとともに、鹿角市空き店舗バンク登録変更通知書（様式第5号）により物件登録者に通知するものとする。

（物件情報の取消し）

第7条 物件登録者は、当該物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は、何らかの事情で登録を取消したい場合は、鹿角市空き店舗バンク登録取消届出書（様式第6号）に必要事項を記載し、市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の規定による取消しの申し出があったときは、当該物件の状況を確認し空き店舗バンクの登録を取り消すとともに、鹿角市空き店舗バンク登録取消通知書（様式第7号）により物件登録者に通知するものとする。

（物件の交渉等）

第8条 市長は、物件登録者と事業者との物件に関する交渉及び売却、賃貸に関する契約等については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月30日から施行する。

(経過規定)

2 この要綱施行の際、既にこの要綱の規定に相当する事務が行われているときは、この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。